7. 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

(1) 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲(指定都市及び中核市については、大都市等の特例により既に移譲済み)し、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)に施行することとなっている。各都道府県におかれては、管内市区町村への権限移譲が円滑に行われるよう、今般お示しする「居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に係るスケジュール(案)」を参考に移譲に向けたスケジュールを検討いただきたい。(資料7-1)

また、施行日以降、市区町村による指定事務が円滑に開始されるよう、申請から指定に至るまでの流れ、申請書類の様式・手引き等といった都道府県の現行の運用を例示すること等により、市区町村の事前準備に対して必要な支援をお願いする。

なお、市区町村に対する支援にあたっては、以下の点についても周知願いたい。

ア. 運営基準等を定める条例の制定

指定権限の移譲に伴い市区町村においては、介護保険法(以下「法」という。) 第81条第3項に定める、厚生労働省令で定める基準(指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号))に従い条例を定める必 要があるが、当該基準は、平成30年度介護報酬改定とあわせて改正される可能性が あること。

【介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)】(※平成30年4月1日施行)

- 第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条 例で定める。
- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で 定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参 酌するものとする。
 - 一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - 二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの 適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして 厚生労働省令で定めるもの

 $4 \sim 6$ (略)

イ. 国保連合会に対する事業者情報の登録

国保連合会による介護報酬の審査・支払のため、現在、居宅介護支援事業者を指定した場合には、当該事業者を指定した都道府県から国保連合会に対する事業者情報の登録が行われているが、施行日以降は、市区町村において事業者情報を登録する必要があること。

ただし、市区町村は直接国保連合会に登録するのではなく、都道府県を介して登録すること。(資料7-2)

ウ. 経過措置

施行日前に都道府県が行った指定や、都道府県に対して行われた申請は、施行日 以降、市区町村が行った指定や、市区町村に対して行われた申請とみなす経過措置 が設けられていること。

【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成二十六年法律第八十三号) 附則(抄)】

第二十四条 第七号施行日前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事がした指定等の 処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は第七号施行日前に 第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事に対してされた指定等の申請その他の行為 (以下この条において「申請等の行為」という。)で、第七号施行日以後において市町村長 が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第七号施行日以後にお いては、市町村長のした処分等の行為又は市町村長に対してされた申請等の行為とみなす。

また、指定居宅介護支援事業者が事業の廃止又は休止の届出を提出した場合において、利用者が希望する居宅サービス等が継続して提供されるよう、これまでも市区町村においては、その関係者相互間の連絡調整又は援助を行っている。

加えて、施行日以降においては、都道府県が複数の市区町村にまたがった場合における関係者相互間の連絡調整又は広域的な見地からの助言等を行うことができるよう 規定しているのでご了知願いたい。

【介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)】(※平成30年4月1日施行)

第八十一条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたとき は、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃 止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を 希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援 事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 (略)

(変更の届出等)

第八十二条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとする ときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨 を市町村長に届け出なければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

- 第八十二条の二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜 の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他 の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業 者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。
- 2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
- 3 (略)

(2) 介護支援専門員に対する指導権限の移譲について(政令事項)

居宅介護支援事業者の指定権限は、現在都道府県が有しているが、平成30年度には(1)のとおり市町村へ移譲されることとなっている。一方で、介護支援専門員に対する指導権限は、市町村ではなく都道府県が有している。この点について、地方分権改革推進の観点から、居宅介護支援事業者に対する指導権限と一体的に行使できるよう、一部の地方公共団体からの提案があったところであり、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日)において、介護保険法に関し、「介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。」ことが閣議決定されたところである。

【介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)】

(報告等)

- 第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要 があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でそ の業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

※政令については、平成30年4月1日までに施行予定。

法第69条の38に基づく介護支援専門員に対する指導権限は、

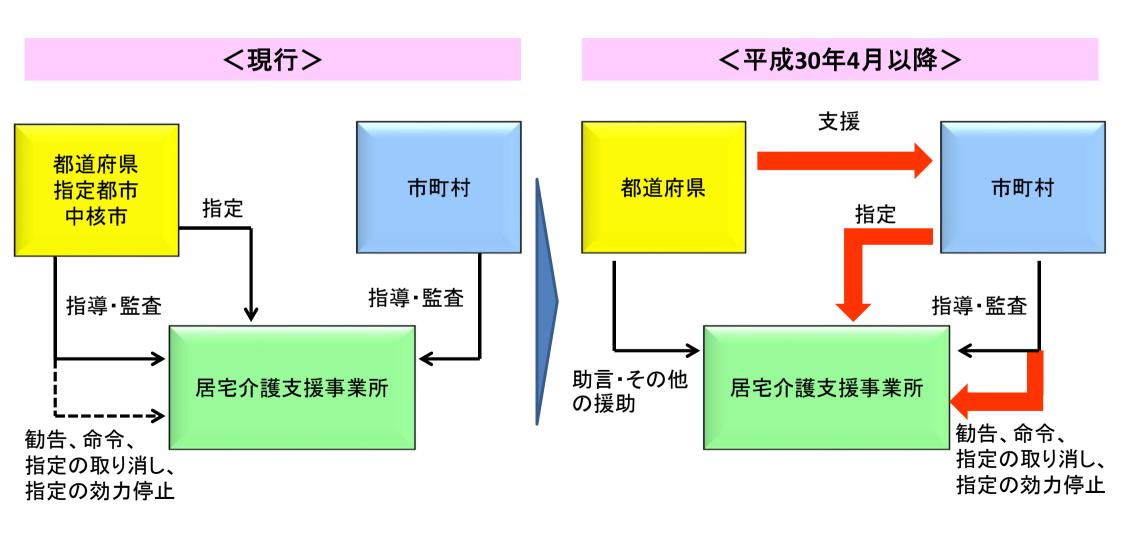
- ・ 介護支援専門員の登録を行っている都道府県(以下「登録都道府県」という。)
- ・ 介護支援専門員が業務を行っている都道府県(以下「業務都道府県」という。) が有しているが、今回の権限移譲の対象となるのは業務都道府県が有する指導権限の みとなっている。そのため、指定都市において業務を行う介護支援専門員に対する指 導権限が業務都道府県から当該指定都市に移譲されることとなる一方、登録都道府県 については、介護支援専門員が業務を行う地域にかかわらず、引き続き都道府県が指 導権限を有することとなる。(資料7-3)

以上を踏まえ、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市におかれては、業務体制の確保等、移譲に向けた準備を進めていただくとともに、介護支援専門員への指導に関する疑問点は道府県と適宜情報共有を行い、円滑な権限移譲の実施に向けて準備いただくようお願いする。また、管内に指定都市がある道府県におかれては、円滑な権限移譲が行われるよう、介護支援専門員を対象とした指導への指定都市職員の同行などにより、指定都市に対して必要な支援を実施していただくようお願いする。

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

【平成26年改正時に対応】

- 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行)
- ※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。



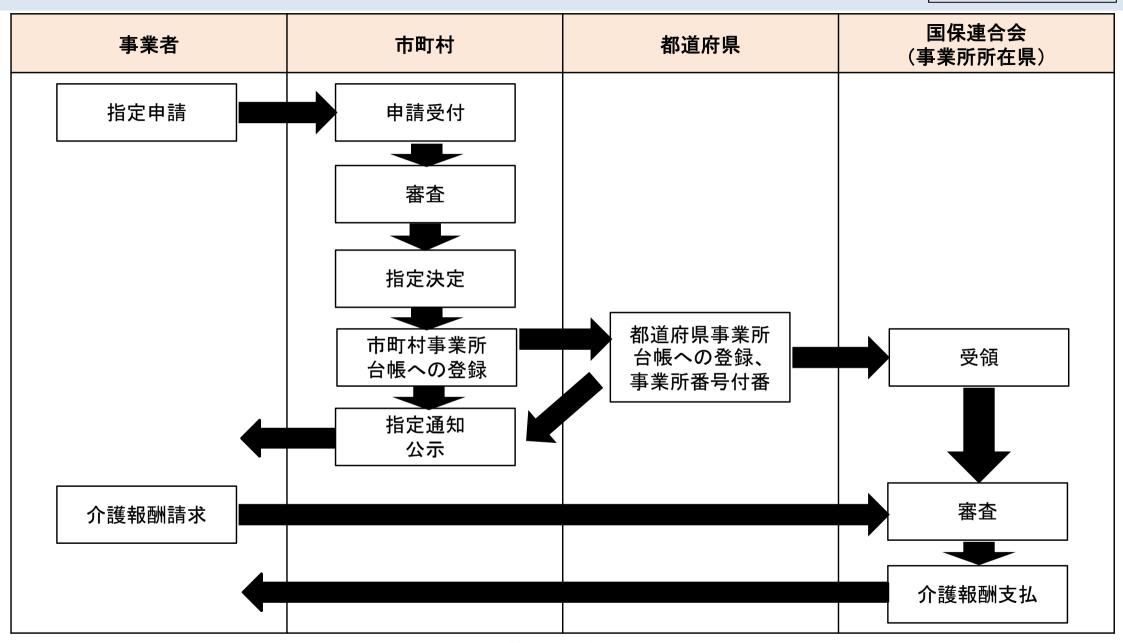
居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に係るスケジュール(案)

	市町村	都道府県	国
~9月	〇30年度に向けた予算要求 (権限移譲を踏まえた要求額を検 討)	○権限移譲に向けたスケジュール等の検討○管内市町村に向けた説明会の開催・指定申請等に係る様式や手引きの例示・条例制定に向けた市町村のスケジュール案の提示	介 護 給 付 費
10月	〇指定申請等に係る様式や手引き等 の準備		—————————————————————————————————————
11月			
12月	〇介護給付費分科会でのとりまとめ を踏まえ、運営基準等を定める条 例案の策定	〇市町村の条例制定事務の進捗状況の把 握及び支援	〇報酬・基準に関する基本的な考え 方の整理・取りまとめ ※地方自治体における条例の制定・改 正に要する期間を踏まえて、基準に 関しては先行してとりまとめを行う。
1月	〇指定等に関するホームページ作成	〇指定事業者に対する周知 (指定申請等の窓口の変更等)	〇介護報酬改定案 諮問·答申
2月	〇運営基準等を定める条例案を市町 村議会へ提出、条例制定	〇関係書類の引き継ぎ	
3月			
4 月	〇改正介護保険法及び市町村条例の施行		

[※] 国における介護報酬改定に関するスケジュールは、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

居宅介護支援事業者の事業者情報の提供の流れ(例)

(資料7-2)



- ※以下の場合についても、上記の流れに沿って国保連合会への情報提供が必要となる。
 - ・指定の更新を行った場合
 - ・居宅介護支援事業者から指定に係る変更届や事業の休止・廃止の届出があった場合
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出があった場合

【見直しの方向性】

介護支援専門員に対する指導権限について、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に移譲する。(平成30年4月施行予定)

- 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日 閣議決定)(抄)
 - 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2)介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)(抄)
 - Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進
 - (5) 適切なケアマネジメントの推進等
 - 〇 (中略)市町村の有する人材やノウハウには差があるなど、各市町村のおかれている状況は様々であり、 全市町村へ一律に移譲することは困難であることから、ケアマネジャーに対する指導権限の移譲については、地方公共団体の意見を踏まえ、指定都市のみに限定して一律移譲することとし、指定都市においては、業務体制の確保等、移譲に向けた準備を進めることが適当である。
- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日 閣議決定)(抄)
 - 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2)介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が 業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。

介護支援専門員に対する指導権限について【権限移譲後のイメージ】

- ●権限移譲前→業務都道府県としてA県は①②③④全てに指導権限を有する
- ●権限移譲後→業務都道府県としてはA県が①②、<u>指定都市</u>が③④に指導権限を有するが、引き続きA県は登録都道府県として③に指導権限を有する
- ※権限移譲後も、業務地に関わらず登録都道府県であるB県は②④に指導権限を有する

【権限移譲前】

【権限移譲後】

